

国際日本文化研究センターの科学研究費助成事業申請の資格に関する申合せ

〔平成24（2012）年 3月21日 決 定〕
〔令和 7（2025）年11月20日 最終改正〕

国際日本文化研究センター（以下「本センター」という。）は、科学研究費補助金取扱規程第5条第1項（昭和40年3月30日文部省告示第110号）に規定する「研究者」の資格について、次のように申し合わせる。

- 1 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める応募資格に基づき、別紙のとおり定める。ただし、本務に支障が生じる場合は、認定することが出来ないものとする。
- 2 前項に掲げる者のほか、これと同等の研究能力を有する者について、本センター所長の認定を得ることができる。ただし、研究の補助のみ職務とする者は、認定することが出来ないものとする。
- 3 本センター以外の研究機関の研究者の名簿に登録されている場合は、認定することが出来ないものとする。

附 則

この申合せは、平成24（2012）年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和2（2020）年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和4（2022）年2月1日から適用する。

附 則

この申合せは、令和7（2025）年12月1日から適用する。

別紙

科学研究費応募資格一覧表

職 名	応募資格の有無	留意事項
研究教育職員（助教含む）	○	
特任研究員	○	
名誉教授	○	研究者登録は希望者のみ。
機関研究員	○	
プロジェクト研究員	○	
日本学術振興会特別研究員 （PD・RPD・CPD）	○	
博士研究員	△	博士号取得者のみ。
特定研究員	○	

○：応募資格を有する

△：条件付きで応募資格を有する